

## 岡山大学オープンラボラトリー利用要項

〔平成16年4月1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成21年 9月 1日

平成22年 7月 5日

平成22年12月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学オープンラボラトリー規程（平成16年岡大規程第46号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、オープンラボラトリー（以下「オープンラボ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 規程第5条の許可を受けようとする者（グループにあっては、その代表者。以下「申請者」という。）は、別紙様式1-1又は別紙様式1-2の利用申請書を研究・学術担当理事に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第3条 研究・学術担当理事は、規程第5条の許可をしたときは、別紙様式2の利用許可書を申請者に交付する。

(利用期間の延長の手続)

第4条 規程第6条第2項の利用期間の延長を希望する者は、利用期間が終了する日の2か月前までに、第2条の利用申請書により、研究・学術担当理事に許可を申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(利用規約の遵守)

第5条 オープンラボの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用規約を遵守しなければならない。

(利用許可の取消等)

第6条 研究・学術担当理事は、利用者がこの要項又は前条の利用規約に違反したと認められる場合は、オープンラボの利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

2 研究・学術担当理事は、前項のほか、岡山大学において特別の必要が生じた場合及びオープンラボの運営上特に必要があると認める場合は、オープンラボの利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

(利用の中止)

第7条 利用者は、オープンラボの利用を中止しようとするときは、直ちに別紙様式3の利用中止届を研究・学術担当理事に提出しなければならない。

(施設の明け渡し)

第8条 利用者は、利用期間（延長された場合にあっては延長後の利用期間）が終了したとき、利用を中止したとき又は利用の許可が取り消されたときは、利用者の責任において施設を原状に回復のうえ、速やかに明け渡すものとする。

2 利用者は、前項の規定によりオープンラボを明け渡すときは、あらかじめ別紙様式4の明渡届

を研究・学術担当理事に提出しなければならない。

(利用料)

第9条 オープンラボの利用料は、月額1,000円/㎡とし、日割りによる計算は行わないものとする。ただし、研究・学術担当理事が必要と認める場合は、利用料を軽減し、又は免除することができる。

3 利用料は、毎年度、当該年度分を一括して徴収するものとする。

(光熱水料等)

第10条 オープンラボの光熱水料等並びにオープンラボの利用に必要な工作物、設備等の設置及び撤去に係る経費は、利用者の負担とする。

(施設の管理)

第11条 オープンラボの不動産補助監守者及び火気使用責任者は、当該オープンラボの利用者とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(学外者の利用)

第13条 規程第7条の利用を希望する者は、「国立大学法人岡山大学資産貸付要項」(平成16年4月1日学長裁定)に基づき必要な書類に添えて別紙様式5のオープンラボラトリー使用計画書を提出するものとする。

2 研究・学術担当理事は、前項の計画が規程第2条及び第4条を満たしており、オープンラボの管理運営上支障がないと認めたときは、当該貸付に係るオープンラボの資産管理責任者にその旨通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成21年9月1日から施行する。

2 改正後の第9条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年7月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。

様式1-1 (第2条関係)

オープンラボラトリー利用申請書

平成 年 月 日

申請者	所属部局			
	職・氏名		印	
	連絡先	電話：	E-mail：	
教育研究活動のテーマ				
グループの場合 はその構成員	所属部局	職	氏名	
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
利用ラボの名称				
利用区画等	区画		面積	m <sup>2</sup>
配置図 (搬入する機器等の 名称、位置を記入)				
利用料の軽減 又は免除を希望 する場合は その理由				
備考 (利用のため必要 な工事の概要等)				

注) 本様式は、以下のいずれかの活動を行うために申請する場合に使用してください。

- ①全学的プロジェクトとして実施する教育研究活動 (規程第4条第1号)
- ②学外の組織と共同して行われるプロジェクト的教育研究活動 (規程第4条第2号)
- ③個別に行われるプロジェクト的教育研究活動 (規程第4条第3号)

教 育 研 究 活 動 の 概 要

実 施 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
実 施 経 費	年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	金 額	千円	千円	千円
	種 別 (該当のものを○で囲む)	教育研究経費(運営費交付金) 寄附金 産学連携等研究費 科学研究費補助金(種目: ) その他 ( )		
目 的				
内 容				
期待される成果				

様式1-2 (第2条関係)

オープンラボラトリー利用申請書

平成 年 月 日

申請者	所属部局			
	職・氏名		印	
	連絡先	電話：	E-mail：	
グループの場合 はその構成員	所属部局		職	氏名
利用期間	平成 年 月 日		～	平成 年 月 日
利用ラボの名称				
利用区画等	区画		面積	m <sup>2</sup>
利用目的				
オープンラボの 利用を特に必要 とする理由				
利用料の軽減 又は免除を希望 する場合は その理由				
備考				

注) 本様式は、全学的見地からオープンラボの利用を特に必要とする場合に使用してください。  
(規程第4条第4号)

配 置 図  
(搬入する機器等の名称, 位置を記入)

利用にあたり予定される工事等の内容

様式2 (第3条関係)

平成 年 月 日

殿

理事 (研究・学術担当)

印

オープンラボラトリー利用許可書

先に申請のあったオープンラボラトリーの利用について、下記のとおり許可します。  
なお、オープンラボラトリーの利用にあたっては、「利用規約」を遵守願います。

記

申請者	所属部局			
	職・氏名			
教育研究活動 のテーマ 又は利用目的				
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
利用ラボの名称				
利用区画等	区画		面積	m <sup>2</sup>
備考				

様式3 (第7条関係)

オープンラボラトリー利用中止届

平成 年 月 日

利 用 者	所 属 部 局			
	職 ・ 氏 名		印	
	連 絡 先		電話 :	E-mail :
教育研究活動の テ ー マ 又は利用目的				
利用ラボの名称				
利 用 区 画 等	区画		面積	m <sup>2</sup>
利 用 許 可 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
利 用 中 止 日	平成 年 月 日			
利用中止の理由				
備 考				

様式4 (第8条関係)

オープンラボラトリー明渡届

平成 年 月 日

利 用 者	所 属 部 局			
	職 ・ 氏 名		印	
教育研究活動 の テ ー マ 又は利用目的				
利 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
利用ラボの名称				
利 用 区 画 等	区画		面積	m <sup>2</sup>
明 渡 日	平成 年 月 日			
原状回復のため の工事等の概要				
工 事 等 実 施 (予定)年月日	平成 年 月 日			
備 考				

注) 明渡届は、明渡日の7日前までに研究交流部研究交流企画課へ提出すること。

様式5 (第13条関係)

オープンラボラトリー使用計画書

平成 年 月 日

1. 申込者	住 所		
	団 体 等 名		
	代 表 者 名	印	
2. 使用責任者	氏 名		
	連 絡 先	TEL	
		FAX	
		E-mail	
3. 共同使用者	所 属 先 名 称	役 職	氏 名
4. 使用期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
5. 使用区画	第 区画		
6. 使用目的			
7. 使用方法・ 内容			
8. 期待される 成果			

<p>9. 配 置 図 (搬入する機器 等の名称、位置 を記入)</p>	
<p>10. 備 考 (利用にあたり 予定される工事 等の内容)</p>	

注) 本様式については、本様式の各記載事項に相当する事項が記載された別の書面をもって代えることができる。